

報 道 資 料

令和4年2月18日（金）

福祉医療部 医療・介護保険局 介護保険課 担当：河井、鷹田

電話：0742-27-8534（ダイヤルイン） 内線：2850、2852

県内高齢者施設における新型コロナウイルス感染症のクラスター事案の発生について（3施設）

【1】 A施設

以下のとおり県内高齢者施設において、これまでに入所者及び職員計33名の感染が判明しました。感染状況から、本事案についてはクラスター事案と考えます。

1 発生場所

県内高齢者入所施設

2 感染者の概要（合計33名）

- ・経 緯：1月14日に1例目（有症状での受診）の感染を確認
入所者及び職員に順次検査を実施し、2～33例目の感染を確認
- ・感染者内訳：入所者21名（70～100歳代）
職員12名（20～60歳代）
- ・感染者番号：17180、17846、17847、18612、19114、19276、20878、21021、21022、21703、22092、
22460、22463、26084、27775、28744、28813、28903、30486、30663、30664、30665、
30666、31569、34394、34396、38363、38391、38394、38395、39638、39639、
他府県分1名（報道発表日：1月16日～2月12日）

3 クラスター発生の要因の推定

施設での入浴や日常の介護における近距離での対面に加え、入所者の施設内での往来を通じ、多数の施設内感染が発生したと推測されます。

4 県の対応

- ・施設の入所者及び感染者と接触の可能性ある職員全員に対しPCR検査を実施
- ・感染症専門医及び県担当課による現地確認及び感染防止対策の現地指導を実施

5 施設の対応

- ・新規入退所、入所者及び職員の食事等による集合を停止
- ・併設事業所の休止

【2】B施設

以下のとおり県内高齢者施設において、これまでに入所者及び職員計25名の感染が判明しました。感染状況から、本事案についてはクラスター事案と考えます。

1 発生場所

県内高齢者入所施設

2 感染者の概要（合計25名）

- ・経緯：1月31日に1例目（有症状での受診）の感染を確認
入所者及び職員に順次検査を実施し、2～25例目の感染を確認
- ・感染者内訳：入所者21名（60～90歳代）
職員4名（40～50歳代）
- ・感染者番号：30156、31099、31150、31941、31966、32914、32915、32916、32917、32918、32919、32920、32921、32922、32923、32924、32925、32926、37865、37868、37919、37920、37922、37923、44473（報道発表日：2月4日～17日）

3 クラスター発生の要因の推定

施設での食事や日常の介護における近距離での対面に加え、入所者の施設内での往来を通じ、多数の施設内感染が発生したと推測されます。

4 県の対応

- ・施設の入所者及び感染者と接触の可能性ある職員全員に対しPCR検査を実施
- ・感染症専門医及び県担当課による現地確認及び感染防止対策の現地指導を実施

5 施設の対応

- ・新規入退所、入所者及び職員の食事等による集合を停止
- ・併設事業所の休止

【3】C施設

以下のとおり県内高齢者施設において、これまでに入所者及び職員計20名の感染が判明しました。感染状況から、本事案についてはクラスター事案と考えます。

1 発生場所

県内高齢者入所施設

2 感染者の概要（合計20名）

- ・経緯：1月30日に1例目（有症状での受診）の感染を確認
入所者及び職員に順次検査を実施し、2～20例目の感染を確認
- ・感染者内訳：入所者12名（70～90歳代）
職員8名（30～50歳代）
- ・感染者番号：30062、30145、30743、31082、31530、31949、31994、31995、31996、31997、33441、33036、33451、34016、34061、35581、35651、36727、41491、41724
（報道発表日：2月4日～15日）

3 クラスター発生の要因の推定

施設での食事や日常の介護における近距離での対面に加え、施設内での集合行事を通じ、多数の施設内感染が発生したと推測されます。

4 県の対応

- ・施設の入所者及び感染者と接触の可能性ある職員全員に対しPCR検査を実施
- ・感染防止対策に必要な衛生物資（ガウン等）を緊急支給
- ・県担当課による現地確認及び感染防止対策の現地指導を実施

5 施設の対応

- ・新規入退所、入所者及び職員の食事等による集合を停止
- ・併設事業所の休止

上記のクラスター3事案については、いずれも、新たな感染者が確認されず、すべての感染者が治癒し、かつ、すべての濃厚接触者の健康観察期間が経過しましたら、対応を終了とします。

感染症法第16条第2項による個人情報保護の観点から、患者及びご家族等の個人情報については、特定されることのないよう、格段のご配慮をお願いします。関係者等への取材はご遠慮ください。